

佐賀県の山を守る治山事業



治山(ちさん)事業 とは

保安林を守り育てることによって、土石流・山崩れ・地すべりなどの山地災害から県民の生命・財産を守り、森林が持つ水源のかん養機能を高めたり、生活環境の保全や形成を図っている事業です。

治山事業における主な工事内容

1. 山腹工事

山腹崩壊を防止・軽減するための工事です。
のり切工、土留工、水路工、落石防止工、緑化工などがあります。

山腹工事(多久市北多久町 多久原地区)



工事前



工事後

2. 溪間工事

土石流被害を防止・軽減するための工事です。
治山ダム、流路工、護岸工などがあります。

溪間工事(佐賀市久保泉町 久保泉地区)



工事前



工事後

3. 地すべり防止工事

地すべり被害を防止・軽減するための工事です。
集水井、杭打工、アンカー工、排土工などがあります。

私たちの暮らしを守る保安林



保安林とは

水を育んだり、土砂崩れなどの災害を防止したり、美しい景観や保健休養などの場を提供したりする重要な森林を「保安林」に指定し、こうした機能が失われないように、伐採や土地の形質の変更などを制限し、適切に手を加えることによって期待される森林の働きを維持しようとするものです。

保安林の種類

水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林など、17種類の保安林があります。

保安林に指定されると

県からの依頼により、法務局の登記官が職権で、現在の山林、原野、雑種地等の地目を「保安林」に変更します。

保安林に指定された後は、宅地や農地の造成など森林以外の目的に転用（解除）すること（森林所有者個人の理由による解除）はできません。

保安林の指定を解除できるのは、①保安林が保全していた人家や集落等が移動するなど指定の理由が消滅した時、②保安林内で公益性の高い道路等を建設する必要がある場合など公益上の理由が生じたときに限られます。

◆特例措置等

1. 固定資産税、不動産取得税、特別土地保有税は課税されません。また、相続税、贈与税は伐採制限の内容に応じて相続税等の評価の際に3～8割が控除されます。
2. 一定の条件を満たしている場合には、長期で低利の資金を日本政策金融公庫から借りることができます。

◆行為制限

1. 立木を伐採する場合には、あらかじめ県知事の許可を受けなければなりません。人工林の間伐及び択伐については届け出が必要です。
2. 家畜の放牧や作業路の開設などの土地の形質を変更する行為を行う場合はあらかじめ県知事の許可を受けなければなりません。保安林の働きが損なわれない場合は許可されます。
3. 立木を伐採した後、木を植えなければ元の森林の状態に回復しない場合は、伐採した跡地への植栽が義務づけられます。



治山事業実施の流れ（県が事業主体の場合）



1. 市町へ相談

山崩れや危険な箇所があれば、地元代表（区長等）を通じて最寄りの市役所・町役場、または農林事務所林務課へご相談ください。

▲ 森林所有者の負担金はありません。

2. 現地の調査

市町や農林事務所の担当者が現地を確認し、治山事業が実施できるかを判断します。可能であれば計画測量を行います。

▲ 事業実施には保安林の指定が必要です。

3. 承諾書等の提出

森林所有者は「土地使用及び潰れ地承諾書」と「保安林（または保安施設地区）指定承諾書」を市町へ提出していただきます。

▲ 保安林に指定されると、伐採や開発行為が制限されますが、税金の免除などの措置があります。

▲ 保安林に指定されると、森林所有者個人の理由では解除できません。

4. 施工要望書の提出

市町長と地元代表（区長等）から農林事務所へ「治山事業施工要望書」が提出されます。

5. 事業の採択

県が国（林野庁）と協議を行い、事業が採択されるかどうか決定されます。

▲ 必要に応じて、農林事務所が地元関係者に説明を行います。

6. 補償契約等の締結

事業実施にあたり実施測量を行います。県の補償基準に基づき、土地及び立木についての補償契約を締結していただきます。

▲ 工事前に農林事務所が地元関係者に工事内容の説明を行います。

▲ 土地は買収ではなく、損失補償契約です（80年間の土地代相当額）。

7. 事業の実施

農林事務所で工事を実施します。工事に着手した時や完了した時、中止した時は、その旨文書でお知らせします。

また、治山事業の実施に伴い施工した附帯施設等の維持管理については、市町または地元と覚書を取り交わし、工事完了後に引渡書により施設を引き渡します。

治山事業、保安林の詳しい内容については、 お近くの農林事務所または市役所・町役場へお問い合わせください

	問い合わせ先	住 所	電話番号
県	佐賀中部農林事務所 林務課 治山・森林管理担当	佐賀市大和町大字尼寺1870番地	0952-31-3284
	東 部 農 林 事 務 所 林務課	神崎市神埼町鶴3456-5	0952-55-9762
	唐 津 農 林 事 務 所 林務課 治山・森林管理担当	唐津市二太子3-1-5	0955-73-9349
	伊 万 里 農 林 事 務 所 林務課 治山・森林管理担当	伊万里市新天町122-4	0955-23-6159
	杵 藤 農 林 事 務 所 林務課 治山・森林管理担当	鹿島市大字納富分2643-1	0954-63-5113
市 町	佐 賀 市 森林整備課	佐賀市富士町大字古湯2685	0952-58-2183
	唐 津 市 農地林務課	唐津市西城内1-1	0955-72-9210
	鳥 栖 市 農林課	鳥栖市宿町1118	0942-85-3563
	多 久 市 農林課	多久市北多久町大字小侍7-1	0952-75-8400
	伊 万 里 市 農山漁村整備課	伊万里市立花町1355-1	0955-23-2591
	武 雄 市 農林課	武雄市武雄町大字昭和12-10	0954-23-9335
	鹿 島 市 農林水産課	鹿島市大字納富分2643-1	0954-63-3413
	小 城 市 農林水産課	小城市三日月町長神田2312-2	0952-37-6125
	嬉 野 市 建設農林整備課	嬉野市嬉野町大字下宿乙1185	0954-27-8202
	神 埼 市 農林水産課	神崎市神埼町鶴3542-1	0952-37-0117
	吉 野 ヶ 里 町 農林課	神埼郡吉野ヶ里町三津777	0952-37-0347
	基 山 町 農林課	三養基郡基山町大字宮浦666	0942-92-7945
	上 峰 町 産業課	三養基郡上峰町大字坊所383-1	0952-52-7415
	み や き 町 農林課	三養基郡みやき町市武1381	0942-96-5534
	玄 海 町 まちづくり課	東松浦郡玄海町大字諸浦348	0955-52-2156
	有 田 町 建設課	西松浦郡有田町立部乙2202	0955-46-5615
	大 町 町 農林建設課	杵島郡大町町大字大町5017	0952-82-3151
	江 北 町 まちづくり課	杵島郡江北町大字山口1651-1	0952-86-5615
	白 石 町 農村整備課	杵島郡白石町大字福田1247-1	0952-84-7122
	太 良 町 農林水産課	藤津郡太良町大字多良1-6	0954-67-0315

“山から受けとる、人がつなぐ”
「森川海人プロジェクト」公式サイト



山から受けとる、人がつなぐ
森川海人
MORIKAWAKAITO
PROJECT



<https://www.morikawakaito.org/>



佐賀県 森林整備課

TEL 0952-25-7593

✉ shinrinseibi@pref.saga.lg.jp

2026年8月

©2026 Saga Prefecture.